

自治会活動で出るごみの捨て方について

自治会活動で出るごみは「**事業系ごみ**」になります。「燃やせるごみ」や「燃やせないごみ」などのように**家庭ごみとして捨てることはできません**。

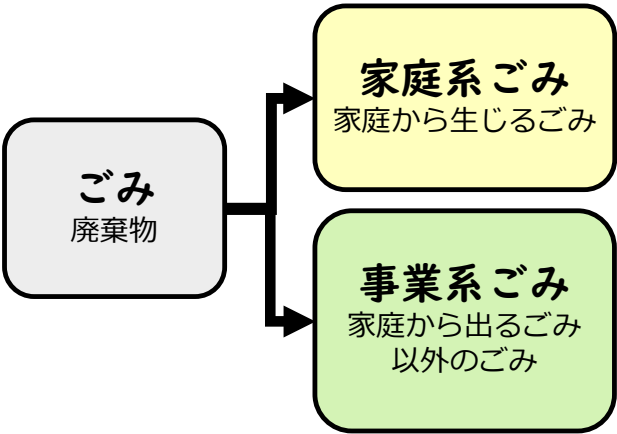


「事業系ごみ」って何？

事業系ごみとは「家庭生活から出るごみ以外のごみ」のことです。デパート、スーパー、飲食店、事務所、工場、農家、商店などのほか、**自治会**や部活動、スポーツ少年団などの**活動で出るごみも「事業系ごみ」になります**。

つまり・・・

「自治会活動で出るごみ」は
「事業系ごみ」です



事業系ごみの例（自治会活動）

- ・公民館の草刈りで出た草や木の枝
- ・自治会で使用していた備品



自治会活動で出る事業系ごみの処理方法

①処理施設へ自己搬入

搬入場所は下表のとおりです。品目によって搬入手数料や条件が異なりますので事前にご確認ください。

品目	お問い合わせ先
生ごみ、草木類、リサイクルできない紙類等	エコクリーンプラザみやざき ☎0985-30-6511
プラスチック製容器包装、ペットボトル、空き缶・空きびん	
古紙類（段ボール、新聞紙等）	宮崎地区製紙原料直納協同組合 ☎0985-39-2110

②許可業者へ依頼

収集や運搬をお願いしたい場合は許可業者へ依頼してください。許可業者の一覧は宮崎市ホームページから「一般廃棄物収集運搬業者一覧」で検索してください。